

経営者保証に関する取組方針

常陸農業協同組合は、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨、内容を踏まえ、以下の方針を定めて、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透、定着に努め金融円滑化の促進に取り組みます。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し、総合的に判断する上で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法（例えば一定の金利上乘せ等）を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえて検討いたします。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明をいたします。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の取組み意欲を阻害しないよう形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定いたします。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除、変更等の申入れを受けた場合には、改めて
経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について、主たる債
務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明をいたします。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務については、後継者に当然
に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について、改めて検討するととも
に、その検討結果について主たる債務者および後継者に対して丁寧かつ具体的に
説明をいたします。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除に
ついて適切に判断いたします。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額の全額に対して
請求を行うのではなく、保証人の資産状況などを勘案したうえで、履行請求の範囲を
検討いたします。